

平成28年南房総市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成28年1月21日(木) 午後3時開会～午後4時45分閉会
- 2 場 所 南房総市丸山分庁舎 2階第2会議室
- 3 出席委員 委員長 小宮 忠 委員 岡崎 俊明
委員 庄司 美佳 委員 石井 美智代
教育長 三幣 貞夫
- 4 出席職員 教育次長 宇治原 洋一 参事 小池 正志
教育総務課長 奥澤 基一 子ども教育課長 水島 孝夫
生涯学習課長 田村 耕一 子ども教育課課長補佐 西田 勝幸
書記 教育総務課課長補佐 庄司 武史
同 教育総務課副主幹兼総務係長 松本省 吾
同 教育総務課副主査 高梨 和子
- 5 開 会 小宮委員長が開会を宣言
- 6 会議録署名人の指名 小宮委員長が石井委員を指名
- 7 会議録承認 平成27年12月24日開催の第12回定例会会議録について承認
- 8 議 事
報告事項

① 教育長報告

今年の成人式では、中学を卒業してから5年、高校を卒業してから2年経ち、南房総市から離れている子たちも多いと思いますので、ふるさと南房総市を振り返るという意味で、これまでおこなってきた中学校の卒業アルバムの写真をまとめたものではなく、南房総市のいろいろな映像をまとめたものとししました。選挙権は18歳から与えられることになりましたが、民法ではまだ20歳で成人とみなされることから、成人式そのもののあり方についても皆様方のご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。他県での正常ではない成人式も報道されましたが、南房総市ではそのようなことはありませんでした。ここ

できちんとできなかつたら、小中学校での教育は何をしてきたのかという思いになりますので、5年後を見据えたかたちで日々の教育を重ねていきたいと考えていますと報告。

② 各課報告

ア 奥澤教育総務課長が、平成27年度市町村教育委員研究協議会について報告・説明。

イ 水島子ども教育課長が、南房総市園長・校長会議、南房総市教育支援協力員会議、南房総市就学時ことばの検査協力員会議、南房総市教務主任会議、南房総市事務職員会議について報告・説明。

ウ 田村生涯学習課長が、南房総市成人式、まほろばサッカーフェスティバル、新春富山ロードレースについて報告・説明。

(質疑)

岡崎委員 成人式についてですが、今回は中学校合同のブラスバンド部の演奏があり、素晴らしかったです。その中で南房総市のマーチというのがありましたが、何かの機会に作曲されたものですか。

三幣教育長 ブラスバンド部の指導者である教諭が作曲し、平成26年のフラワーマーチで初演しました。太平洋の力強さと花のあたたかさを併せ持ち、フラワーマーチに参加する皆さんが気持ちよく元気よく出発できるような曲で、演奏する中学生の技術が少々未熟でも演奏に参加して成就感が味わえるような、できれば基礎的音楽的要素を取り入れて各学校の演奏レベル向上をも目指したいという思いで作曲したものだそうです。

岡崎委員 素晴らしいですね。

庄司委員 今年、子どもが成人式に参加させていただきましたが、新成人の誓いを、警察官として勤務している小学校からの同級生が述べたので、同級生が社会に出てがんばっているということ子どもたちも誇りに思ったと言っておりました。これまでは、ほとんど大学生になった方が新成人の誓いを述べていましたので、社会にでた方にもお願いすると、すでに社会で働いている同級生もいるということで、気が引き締まっていいのではないかと思います。

三幣教育長 基本的には、中学校で生徒会の役員だった方をお願いしているので、たまたまこれまでは大学に進学した方が多かったということです。

議決事項

- ① 議案第1号 南房総市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
奥澤教育総務課長が、条例から3月末で閉校となる丸小学校の校舎、屋内運動場、屋外

運動場を削除し、千倉子ども園の園庭を新たに追加することについて資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 小学校はグラウンドや体育館も広いので、借りたいという方もいるかと思いますが、子ども園の遊戯室や園庭を借りたいという要望はあるのでしょうか。

水島子ども教育課長 バレーボールやグランドゴルフをやるので借りたいという要望がありましたので追加しました。

宇治原教育次長 千倉子ども園はもともと朝夷小学校でしたので、遊戯室は小学校の体育館、園庭は小学校のグラウンドと同じ大きさです。

岡崎委員 では、三芳子ども園は条例に入っていないのですか。

水島子ども教育課長 入っていません。

質疑後、全会一致で承認された。

② 議案第2号 南房総市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

田村生涯学習課長が、三芳公民館和室及び白浜公民館の廃止に伴い、条例から削除することについて資料に基づき説明。

質疑なく、全会一致で承認された。

③ 議案第3号 南房総市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 南房総市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について

奥澤教育総務課長が、学校給食センターだけでなく子ども園や保育所給食の運営についても調査審議できるよう委員会の名称及び委員の構成を改めることについて資料に基づき説明。

(質疑)

石井委員 新たな委員構成の中に幼稚園父母の会代表2人とありますが、父母の会がない幼稚園についてはどのようになりますか。

西田子ども教育課長補佐 現在、子ども園になっていない幼稚園は、幼小PTAというかたちでPTA組織がありますので、PTA代表として選出されることとなります。子ども園になっている三芳と千倉は、父母の会というかたちでPTA組織がありませんので、父母の会代表として選出されることとなります。

岡崎委員 今回、保育所でおこなっている給食も担当するというで組織改正するというのですが、前回、委員以外で出席していた各給食センターの栄養教諭や管理栄養士に加え、今回委員に加わる方以外の保育所の給食を担当している方も出席していただけるということでよろしいですか。

水島子ども教育課長 はい、出席します。

質疑後、全会一致で承認された。

④ 議案第5号 南房総市いじめ防止対策推進条例の制定について

議案第6号 南房総市いじめ調査委員会規則の制定について

議案第7号 南房総市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

水島子ども教育課長が、国が定めるいじめ防止対策推進法を受け、南房総市におけるいじめ防止対策にかかる条例等の制定について、資料に基づき説明。

岡崎委員 平成25年に成立した国の法律に基づいて制定するとのことですが、2年半ぐらい期間が空いていますが、いつまでに各教育委員会で制定するようにといった指示や指導はあったのでしょうか。

水島子ども教育課長 はっきりとした期限があったわけではありません。制定することが望ましいというものでしたので、すぐには制定いたしませんでした。近隣市町では既に制定したところもありますが、今年度制定するところもございます。

岡崎委員 このようなものがなくても既に学校ではいろいろと調査し、対策をとっているように思います。実際このようなものができると、いじめ問題対策連絡協議会というものを設置するわけですね。教育関係者以外の方も入って、年に何度か協議会を開催するかと思います。ここでの協議は、学校現場のデリケートな個人情報に係るような問題はなかなか取り扱いが難しいと思うのですが、いじめ問題に対してどのような対策をしたらよろしいかといった一般的な問題を協議する場と考えてよろしいですか。それとも個々の案件について協議するのですか。

水島子ども教育課長 年に1回程度協議している要保護児童対策地域連絡協議会と同じようなメンバーになると思いますので、同時開催ができたかと考えております。内容については情報交換、連絡調整、さまざまな問題提起的な話で、いじめをなくすにはどのようにしたらよいかという広い意味での話になると思います。それに対して、規則のいじめ調査委員会は、個々の事例にあたって協議していく委員会であると認識しています。

岡崎委員 確認ですが、いじめ調査委員会は重大な事態が発生した場合に設置するもの

であって、学校で対応していくものだと考えてよろしいですか。

水島子ども教育課長 はい。通常であれば、学校と教育委員会で調査して、保護者に結果を報告して納得していただければ終了となるわけですが、こじれてしまった場合や児童生徒が死亡するような案件があった場合に、重大な事態として立ち上げる可能性があります。そのような時に、このような規則等がありませんと迅速な対応がとれませんので制定することとしました。

岡崎委員 いじめ調査委員会の庶務は、当初、総務部総務課で処理するということで検討されていたようですが、教育委員会事務局子ども教育課になったのは本市独自の対応ということでしょうか。

水島子ども教育課長 県内でも教育委員会事務局でおこなうところもありますし、総務課でおこなうところもあります。しかし、教育委員会事務局でまとめて総務課に上げていくこととなりますので、迅速に対応するには、内容も把握している教育委員会事務局が庶務をおこなうことが適切であると考え、協議した結果、このとおりとしました。

小宮委員長 条例では、「児童等」という表記は、学校に在籍する児童又は生徒をいうとなっています。一方、規則では、「児童生徒」という表記がなされており、整合性がとれていないように思いますが、いかがですか。どちらかの表記に統一してしまったほうがよいのではないのでしょうか。

西田子ども教育課長補佐 条例では、すべての児童生徒を指していますが、規則ではいじめを受けた児童生徒ということで限定的なお子さんを指していますのでこのような表記になっております。

三幣教育長 条例では「児童等」として定義していますが、規則では定義していません。もし、規則でも同様の表記をするとしたら、規則の中で新たに定義が必要かもしれません。

岡崎委員 私も同じことを考えました。規則では定義をしていませんから、わかりやすい言葉で児童生徒と表記しているのかと思います。この規則だけを読んでわかるので、一見、文字は統一していませんが、このままでもよいのではないのでしょうか。

小池参事 規則では、いじめを受けた児童生徒及びその保護者ということで、さらに保護者も含まれていますので、この表現でよくわかるかと思います。

小宮委員長 内容はよくわかります。ただ、表記が異なるので、それでもよいのかと考えたわけです。

三幣教育長 「当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者」を「いじめを受けた児童生徒等」と表記するので、このままの方がわかりやすいかと思います。

小宮委員長 その件については承知しました。それと、質問ですが、いじめを受けた側の保護者には報告するという記載が随所に見られますが、加害者の保護者への対応はどこにも見られません。その点についてはいかがですか。

水島子ども教育課長 国の法律にも加害者側への対応については記載がありませんでしたのでそれに倣いました。

小宮委員長 あとは、教育現場での指導の話になるかと思います。

三幣教育長 ここまで出てきたものについては、報告があった場合に刑事、民事の対象にする場合もあるかと思います。そのような時は、別のかたちで加害者の保護者は対応しなければいけませんし、学校や教育委員会が当該の児童生徒を含め、指導するといったことが考えられます。あえて、記載してしまうと「～ねばならない」というものになってしまうので、記載しないことによって教育委員会がその状況に応じて判断できるということでご理解いただければと思います。

西田子ども教育課長補佐 規則の第7条をご覧いただきたいのですが、調査時の配慮として、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情を配慮し、適切な措置を講じなければならないとしています。これは、被害者の自殺ということケースを想定しますと、調査対象者を犯人扱いしないですとか決め付けないというもとで調査をするという配慮をしなければならないと考えたからです。それが犯罪なのかどうかは刑事の方の判断もあるでしょうから、自治体で制定する条例等では、加害者に対する記載というものが無いのだと思われまます。

小宮委員長 もう1点、条例の第4条第2項にいじめを認識したときは、つまり周りの子どもたちですね、相談するよう記載がありますが、できれば、いじめを受けた側が相談してほしいですね。ところが、いじめを受けている子はなかなか自分からは言いません。やはり、この部分についても、いじめを受けた場合は相談するようという記載が見当たらないわけですが、これも教育の範疇ということでしょうか。

三幣教育長 事が起きたときではなく、事が起こる前からこのような条例を制定するというので、罰則規定はありませんが、児童生徒、保護者、学校、教育委員会それぞれのいじめを防止するための役割が記載されています。それを周知徹底していかなければなりません。南房総市では、いじめをおこなってはならないというきまりをつくったということを各学校や家庭に周知していくことが大事になってきます。いじめが起きてからの対応策ではなく、いじめを防止するための策です。

小宮委員長 重大事態が複数起きてしまった場合に設置する部会の人数は6名以内とい

うことですが、調査委員会の委員6名の中から部会に入ることになると、3名、3名で部会を構成するという可能性もありますか。

西田子ども教育課長補佐 条例の附則をご覧ください。委員の定数のところですが、総数自体はその都度定めるとしてありまして、規則の中で複数案件が起きてしまった場合に平行しておこなうために部会を設置します。その部会を構成する委員の定数が6名以内ですので、1部会目で6名、2部会目で6名ということもありえます。ただ、地域に委員となり得る人材が多くありませんので、基本は同じ方々でやっていただけたらと思います。しかしながら、2つの案件は同時に対応しきれないですとか、委員の関係者がたまたま含まれていた場合については、その方は入れ替えなければならないと考えます。案件の内容をみて委員のメンバーや人数を決定していくことになるかと思います。

三幣教育長 1案件の場合、部会はありません。2案件以上になった場合に部会ができるわけですが、同時に委員会もなくてはいけません。委員になった方が両方を調査するわけにはいかないでしょうし、そうした場合、委員すべてを部会に振り分けるかというところのようなことは難しいと思います。少なくとも委員のうち何人かは部会に属さず、両部会から上がってきた調査内容を精査し、判断して委員会としての報告をすることになります。委員会が同時進行で2案件を調査して保護者に報告をしたとしても、そのような体制では保護者の理解は得られないでしょう。ですから、2部会に分かれて調査する、そしてその上にある調査委員会が部会の調査報告を受けて、総合的に判断するというかたちでよろしいかと思います。弁護士を2人も3人もお願いできませんし、医師もそんなにいません。ですので、そのような職種の方は部会には所属しないと思われませんが、その時になって状況をみての判断になるでしょう。

西田子ども教育課長補佐 そもそも複数の案件が起きるような事があってはいけません。

石井委員 条例には市、学校、保護者、市民その他の関係者の責務や役割、連携について示されていますが、市民はこの条例をどのように知ることができますか。

水島子ども教育課長 広報紙に掲載したり、インターネットで閲覧できるようにするなど、啓発活動をおこなっていく予定です。

三幣教育長 これらに関する具体的な基本方針は各学校に既に整備されています。基本方針はおもに児童生徒が対象ですが、今回の条例等は子どものいない一般市民の方も保護者も対象となってきます。

西田子ども教育課長補佐 法定必置の条例ではありませんが、近隣も制定に向けて準備

しておりますし、県内でも大きな自治体のいくつかは制定しているということもあり、学校では既に基本方針を定め、対策を講じておりますが、積極的に取り組む姿勢を示すためにも制定したいと考えました。条例制定後には、市としての基本方針を策定する予定です。

水島子ども教育課長 市の基本方針については、パブリックコメントをおこない、市民の皆様の意見をうかがいながら策定したいと考えております。

質疑後、全会一致で承認された。

⑤ 南房総市立幼稚園、小学校及び中学校の通園及び通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

奥澤教育総務課長が、丸小学校・丸幼稚園の閉校・閉園に伴い、通学・通園区域を変更することについて、資料に基づき説明。

質疑なく、全会一致で承認された。

⑥ 南房総市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

奥澤教育総務課長が、丸幼稚園の閉園に伴い、丸幼稚園の定員を削ることについて、資料に基づき説明。

(質疑)

小宮委員長 定数が実態とだいぶかけ離れている幼稚園がありますが、今回、一緒に変更したらいかがですか。

水島子ども教育課長 定数については、建物に受け入れるだけの容量があることから設定しています。

三幣教育長 今後、建物を改修した時や統廃合があった時に改正したいと思います。

質疑後、全会一致で承認された。

9 その他

・奥澤教育総務課長から、三幣教育長が有識者として出席している教育再生実行会議について報告があった。また、丸小学校・丸幼稚園の閉校・閉園式について説明があった。

10 閉 会 小宮委員長が閉会を宣言

第2回定例会を2月10日（木）午後3時に開催することで決定した。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

平成28年2月10日

南房総市教育委員会 委員長 小 宮 忠

南房総市教育委員会 署名人 石 井 美智代

南房総市教育委員会 書記 高 梨 和 子